令和７年６月３日

嵐山町議会議長　森　　一 人　様

文教厚生常任委員長　吉本　秀二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

１　調査事項

「子どもの権利について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について４月４日、１８日及び５月９日に委員会を開会し、調査研究を行った。

４月４日の委員会について

（１）子どもの意見表明権に関する条項の検討

子どもの意見表明権に関する条項を議会基本条例に加えるため、委員長案である「第２条第６号　子どもや若者の意見表明を尊重した活動を推進し、町政及び議会活動へ反映させること」を基に内容・挿入箇所の検討を行った。

〇主な意見

・子どもの意見を尊重するという意味で第２条が良い。
・具体的な内容なので第６条第６項として入れるのが良い。
・新たに加えるのではなく、第２条第１～５号の文言修正で対応してはどうか。
・活動を「推進し」を「促進し」に変更した方が良い。
・第２条第５号にある「町民」には子どもも含まれるので第３条に追加するのが良い。
・「こども基本法にあるこどもや若者の意見表明権を尊重し」とすれば第５号の「町民」と区別できる。

結論として、「第２条第６号　こども基本法にあるこどもや若者の意見表明権を尊重し、町政や議会活動へ反映させるよう努めること」とする案で意見一致した。

（２）子どもの権利に関する専門家の講演会開催についての検討

〇主な意見

・６月定例会以降、基本条例の改正前に開催するのが良い。
・議員、執行、保育園、PTA 及び民生児童委員などには声を掛けた方が良い。

４月１８日の委員会について

福祉課長から「嵐山町こども計画」について、策定の経緯・内容説明を受けた。

〇質疑応答

（問）子どもの意見表明権は一番大切なもの。意見表明権の議題はなかったのか。
（答）会議において子どもの意見を聞く取り組みの必要性を説明し、計画策定後は一般にも広く周知をした。
（問）意見表明はこども権利条約の重要な原則である。難しいから載せなかったのか。
（答）難しいから載せなかったのではなく、法律で示されている。
（問）メディアリテラシーから子どもを守る教育の議論があったか。
（答）ネット環境が充実し、タブレットやスマホが必須の状況である。教育課程の中では、子ども自身が自分で判断する力を養うような学習を取り入れている。
（問）子どもの意見表明について、町はどのような方向で進んでいきたいと考えるか。
（答）計画を作った課だけが担うものではない。子どもが意見表明できる環境が大事だという理解を各課へ周知し、学校サイドでも教職員の方々がそういった意識を持てるようにしていきたいと考えている。

〇主な意見

・関係者や行政に関わっている人がこども計画を進めれば良いという感覚は、こども計画、こども基本法、子どもの権利の本質ではない。町の全課と関係する施設、教育関係者がそのことを理解するようにしていく。
・嵐山町ならではの子どもの育て方を進めるべき。ここにある環境を通して、子どもが一人前に育っていく取り組みを実現していくことが大切。
・議会基本条例に子どもの意見表明権を盛り込めるのは一歩前進。

５月９日の委員会

（１）議会運営委員会における子どもの意見表明権に関する条項の検討結果について

議会運営委員会では、議会基本条例に加える一部改正について異論はなく、具体的な挿入場所や文言を協議した。その結果、第６条第５項に「議会は、こどもの意見表明権を尊重し、こどもの意見表明の機会の確保に努めるものとする」と加えることになった。

（２）子どもの権利に関する専門家の講演会開催について

・開催日　令和７年７月７日（月）午後２時から
・会　場　嵐山町役場　204・205 会議室
・講　師　新島一彦（にいじま　かずひこ）氏、木附千晶（きづき　ちあき）氏
・受講者　議員、町職員、教育委員、保育園、民生児童委員、PTA、区長に呼びかけ

以上、中間報告といたします。